

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 関市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.1%
全職員	68.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.0%
本庁課長相当職	90.3%
本庁課長補佐相当職	93.5%
本庁係長相当職	87.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.3%
31～35年	92.4%
26～30年	93.8%
21～25年	86.6%
16～20年	79.3%
11～15年	89.1%
6～10年	96.5%
1～5年	112.0%

【説明欄】

- ・ 課税給与所得を基に算出。
- ・ 短時間勤務の会計年度任用職員（パートタイム）について、正規職員の所定労働時間に基づき人員数を換算して算出。
- ・ 休職等の理由により給与の一部が支給されない場合など、算出に含まないことがある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。